

令和2年第2回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	令和2年6月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年6月12日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	閉会	令和2年6月12日	10時12分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員		5番	末次 明	6番	栗野 久明	
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也		産業振興課長	柳島 一清	
	副町長	酒井 英良		まちづくり課長	井上 信治	
	教育長	柴田 昌範		定住促進課長	亀山 博史	
	総務企画課長	熊本 弘樹		建設課長	古賀 浩	
	財政課長	平野 裕志		会計管理者	酒井 智明	
	税務課長	寺崎 博文		教育学習課長	井上 克哉	
	住民課長	毛利 博司		こども課保育園長	佐藤 定行	
	健康増進課長	中牟田 文明		産業振興課参事	山本 賢子	
	福祉課長	吉田 茂喜		まちづくり課図書館長	城本 直子	
こども課長	今泉 雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第23、29号、承認第3号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第22、24、25、26、27、28、29、30、31号、承認第4号）
- 討論・採決
- 日程第3 議案第22号 基山町自殺対策協議会設置条例の制定について
- 日程第4 議案第23号 基山町税条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第24号 基山町手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第25号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第26号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第27号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 同意第3号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第4号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第5号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第6号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第7号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第8号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第9号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第10号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第11号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第12号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第13号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第14号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第28号 町道の路線の認定について
- 日程第22 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）

- 日程第23 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第24 議案第29号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第30号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第31号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第27 意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第28 所管事務等の調査について（総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会）

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（品川義則君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。栗野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（栗野久明君）（登壇）

おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第23号 基山町税条例等の一部改正について

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）

議案第29号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、6月8日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第23、29号、承認第3号は原案を可決、承認すべきものと決定しましたから、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第23、29号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第23号 基山町税条例等の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税に係る未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しや、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設など、基山町の税条例等の一部が改正されました。

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や男女のひとり親間の不公平を同時に解消するためとの説明を受けましたが、解消されていないのではないかとただしたところ、現行法では婚姻歴のないひとり親については対象ではなかったことや、男女間で控除額の差をなくしたので公平になったとの説明を受けました。

また、寡婦（寡夫）の対象人数と、控除額の改正で税収にどのような影響があるかとただしたところ、令和元年度では、寡婦控除額26万円の対象者は168人、30万円の対象者は166人、寡夫控除対象者は20人で控除額を勘案すれば税収は下がると説明を受けました。

都市計画区域内にある低未利用土地を譲渡した場合の特例措置で、譲渡期間が令和2年7月1日から令和4年12月31日と短期間であることについてただしたところ、一定の効果があれば期間の延長もあり得るのではないかとの説明を受けました。

当委員会としては、税控除の改正については、町民は情報を得る権利があり、これらの情報を見逃すことも多いと懸念される。税制改正の内容周知や情報発信の方法について検討し、さらなる努力を行うよう提案いたしました。

議案第29号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳入全般及び歳出所管分

歳出 10款2項1目15節 基山小学校情報通信ネットワーク環境施設工事1,583万4,000円

10款2項1目18節 基山小学校教材備品3,904万5,000円

10款2項2目15節 若基小学校情報通信ネットワーク環境施設工事1,355万1,000円

10款2項2目18節 若基小学校教材備品1,487万7,000円

10款3項1目15節 基山中学校情報通信ネットワーク環境施設工事1,090万5,000円

10款3項1目18節 基山中学校教材備品2,490万9,000円

国が進める公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業を、新型コロナウイルスの感染拡大による休校など、緊急時における学校及び家庭でのオンライン学習に対応するため、計画を前倒しして導入を推進するとの説明を受け、パソコン等端末の購入台数や管理についてただしたところ、小・中学校の児童・生徒及び教職員に1人1台導入し、合計1,383台を予定している。また、パソコン等端末は備品となるため、各学校で保管庫を整備し管理する。緊急時での家庭学習では貸出しを行うので、管理については今後、詳細に検討していくとの説明を受けました。

家庭での通信環境（Wi-Fi）の状況やその環境がない家庭にはどのような対策を考えているのかただしたところ、調査では8割から9割は通信環境が整っているが、通信料等の課題を含め国の施策でもあることから補助金等を活用することで極力個人の負担が軽減されるよう検討するとの説明を受けました。

導入については、教育現場の教職員の事前研修など、さらに負担を強いるとの情報もあり、その対応はどう考えているのかただしたところ、近隣先進地を研究して、県のICT教育アドバイザーや学校と連携、協議しながら進めていくとの説明を受けました。

当委員会としては、全国でGIGAスクール構想が展開される状況で、早急に高速大容量のネットワーク整備や、大量のパソコンの購入など課題も多い中、機種を選定、導入までス

スケジュール管理に努め、導入後の教職員の過度な負担にならないよう提案いたしました。

10款5項2目15節 町営球場改修工事 総合公園多目的運動場観覧席整備工事2,145万円
生涯スポーツ施設としての町営球場は老朽化が進み、今回の補正で本部席と1、3塁側の倉庫の建屋をプレハブで改修するが、それ以外に外周のフェンス、バックネット、照明装置などの設備も老朽化しており、計画を立ててこれらの改修を進めるようただしたところ、今後個別計画を立てて取り組んでいきたいとの説明を受けました。

また、総合公園多目的運動場観覧席は、誰のため、何のための施設なのか、なぜ法面の上部にするのかとただしたところ、多目的運動場を利用する町民と観覧客のための施設で避難施設でもある。また、前方ではフェンスなどがあり観覧しにくいとため上部に配置し、前方は不陸を成形し再度芝生で養生したいと考えているとの説明を受けました。

当委員会としては、町営球場は長年町民に親しまれた生涯スポーツ施設であり、計画的に継続して改修し、多目的運動場観覧席は、大人が座るには段差が小さいため段差の見直し、コンクリートの直座りではなく簡易長椅子の設置、雨水のコンクリート面への流入防止、屋根は日差しを考慮した張出構造とするなど構造の検討を行うよう提案いたしました。

以上、総務文教常任委員会審査報告を終わります。

○議長（品川義則君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。末次厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。

厚生産業常任委員会審査報告書

議案第22号 基山町自殺対策協議会設置条例の制定について

議案第24号 基山町手数料条例の一部改正について

議案第25号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第26号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第27号 基山町国民健康保険条例の一部改正について

議案第28号 町道の路線の認定について

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（基山町後期高齢者医療に関する条例

の一部を改正する条例)

議案第29号 令和2年度基山町一般会計補正予算(第2号)中歳出所管分

議案第30号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第31号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算(第1号)

本委員会は、6月8日付付託されました上記の議案を審査の結果、議案第22、24、25、26、27、28、29、30、31号、承認第4号は原案を可決、承認すべきものと決定しましたから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第22号、28号、29号に対する審査の経過は次のとおりです。

ここでちょっとおわびですが、次に「添削」という文字を入れておりますので、ここは削除をお願いいたします。申し訳ございません。

記

議案第22号 基山町自殺対策協議会設置条例の制定について

自殺予防の対策は町にとっては非常に重要なことであり、防止対策にしっかり取り組むためには協議会は必要な機関である。条例に設置の目的を明記すべきではないかとただしたところ、設置目的については、基山町自殺対策計画の適正な推進を目的としているので問題はないとのことであった。

当委員会としては、基山町自殺対策協議会が正しく機能し、相談体制の充実など基山町自殺対策計画における取組や事業が実行できるよう提案した。

また、今回、自殺対策協議会の設置を条例として制定する必要があるのか、要綱でも対応できるのではないかと少数意見もあったことから、職員が条例、要綱、要領の制定をするときの判断の基準となるべきものを策定するよう提案した。

議案第28号 町道の路線の認定について

秋光川と実松川との合流地点の秋光川に接する新規の住宅開発地区の道路を町道として認定することであるが、交通安全面と豪雨時の川の増水が心配だが問題はないのかとただしたところ、交通安全面では秋光川沿いにガードレールを設置しており、開発許可を受けた時点で安全性はクリアされている。また、秋光川は既に河川改修が終わっており、実松川との合流についても本流である秋光川の水量が多いため増水についても問題ないと認識しているとの回答であった。

当委員会としては、このような新規開発地区の道路を町道として認定する場合には、開発

業者が必要な安全対策を取った上での引渡しとなるよう提案した。

議案第29号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第2号）中歳出所管分

歳出 2款1項12目 諸費 プレミアム付商品券事業1億5,560万円

プレミアム率の割合が10%、30%、40%となっているが、町民の家計の負担軽減はもちろん、事業者の公平性を保つこととスピードある対応をしてほしいが、どのような予定になっているのかとただしたところ、種類ごとに冊数制限をし、広く消費者に行き渡るようにするとともに、販売時の3密を避けるために販売方法や販売場所等について商工会と町で検討中である。3種類とも予定枚数は早期に完売すると見ている。対象業者については早急に募集し、7月下旬までに説明会を開いて、8月1日の販売に間に合わせたいとのことであった。

また、3種類予定されているプレミアム付商品券のうち、支援が行き届いていない小規模事業者応援型の金額的割合を増やすべきではないかとただしたところ、第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応することも検討しているとのことであった。

当委員会としては、今、基山町で一番困っている事業者に対して支援することが重要であることから、事業者の疲弊がひどくなる前に対処するよう提案した。

7款1項2目13節 体験型サービス利用促進業務委託料150万円

町内魅力向上モニターツアー業務委託料70万円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でおもてなし向上支援事業として町外者向けの2事業を委託料として予定しているが、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない中で町外者を対象とした観光への誘客促進がどれくらい進むのか疑問であり、町内の事業者に恩恵があるのかとただしたところ、体験型事業には「癒し、暮らし、ものづくり」等、24のメニューを準備している。町内モニターツアー事業では、利用者の体験談や活動状況を動画等により広報してさらなる誘客に努めていきたいとのことであった。

当委員会としては、町外者に単に無料だから割安だからとの理由で利用されることのないように、事業の実績を検証すること。また、体験者が自ら率先して基山町をPRしてくれるようなシステムを確立するよう提案した。

8款2項2目13節 城戸1号線外2路線改良設計業務委託料50万円

8款2項2目15節 三国・丸林線道路改良工事8,375万円

町内の道路の新設や改良工事については、予期せぬ災害等もあり課題が多い。日頃から幹線道路だけでなく、中山間地域の生活関連道路である町道についてもしっかりと計画を立て

ておくべきではないかとただしたところ、令和3年度中に町道の整備計画を作成するとの回答であった。

当委員会としては、単に待避所を設けるだけでなく場所によっては幅員を広くするなどの手段を講じていくために、いつ予算が下りてきてもよいように日頃から情報を収集して整備計画を立てておくよう提案した。

以上をもちまして厚生産業常任委員会審査報告を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

討論、採決を行います。

日程第3 議案第22号

○議長（品川義則君）

日程第3．議案第22号 基山町自殺対策協議会設置条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんおはようございます。10番議員の鳥飼勝美です。私は、議案第22号 基山町自殺対策協議会設置条例の制定について、次の理由により反対の立場で討論します。

この条例は、平成18年に制定された国の自殺対策基本法に基づき、基山町の自殺対策計画を適正に推進するため、基山町自殺対策協議会を設置する条例を制定することですが、自殺対策計画を適正に推進するためだけにこの条例を制定しなければならない根拠がありません。

そもそも、この協議会設置条例は、条例で設定すべき事項ではなく設置要綱で設定すべき事項に該当するものであると考えます。なぜならば、この協議会が地方自治法第138条の4第3項の附属機関であるならば、条例で規定する必要がありますが、この協議会は条例でも定めていない町執行部だけで策定した基山町自殺対策計画を適正に推進するための協議会であります。同法第138条の4第3項の審査会、審議会、調査会のように、町長の諮問に応じ、調査、研究、審議して、町長に答申するなどの重要な政策の審議機関ではないため、条例での設置義務のある附属機関には該当しません。

このことから、この協議会は議会の議決を要せず、町長の意思決定のみで制定できる要綱として制定し、地域における課題に迅速に対応すべきであると考えます。ちなみに、佐賀県

では佐賀県自殺対策協議会設置要綱として、要綱で設定されています。

私は、今回のこの条例制定に関連して、現在の基山町の条例、規則、要綱等の中の運用等についての整合性に疑義を感じておるところです。その一例を挙げると、基山町の社会福祉政策の基本にある基山町地域福祉計画は、計画策定から実施、推進会議の設置等は全て要綱で規定されております。しかし、この地域福祉計画の下部計画である基山町老人福祉計画、基山町障害福祉計画、基山町障害児福祉計画、基山町子ども・子育て支援事業計画等の策定については全て条例で規定されております。この間の整合性に疑問があると考えます。

このことから、今後の条例等の制定等についてはどのような事項を条例事項、または要綱等で規定すべきかの基本的な指針、マニュアル等を制定することとともに、基山町法令審査委員会の充実を図ることが重要であり、このことにより職員の政策・法務能力の向上につながるのではないかと強く感じるおるところです。

以上の理由で、私はこの条例の制定が法令上において、また基山町の法務行政において、非常に疑義があり、この条例を可決することは基山町の町政運営に重大な禍根を残し、看過できないことを指摘して、この条例の制定に反対することを表明し、ここに反対討論といたします。

終わります。

○議長（品川義則君）

次に、本案に賛成の方の発言を許可します。討論はありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

私は、議案第22号 基山町自殺対策協議会設置条例の制定について賛成の立場で討論を行います。

先ほど鳥飼議員から反対の討論がされました。私は賛成の立場ですが、諸手を挙げて賛成ではありません。鳥飼議員から言われましたように、条例で制定すべきなのか、要綱で制定すべきなのか、明確な規定がはっきりしていないというのは私も当然そのように思っております。ただ、町民の生活に直接関係する施設や重要施策、町民の権利を制限し、町民に義務を課すものについては条例によらなければならないと私は思っております。当然、議会の議決により制定する条例はそれだけ重要な自治立法、つまり法律と同じというふうに私は考えております。

そういった意味で、今回の自殺対策協議会設置条例は、町内での自殺に関する計画策定や

見直し、関係機関との連携、諸施策の調整及び実施と多岐にわたり、協議会委員には秘密保持が求められます。秘密保持という義務を課すには、条例で制定しなければならないと考えています。ただ、言われましたように、自殺対策協議会設置条例の第1条、設置を目的に改めて、町民一人一人がかげがえのない命を大切に考え、誰もが自殺に追い込まれることのない基山町を目指すために、基山町自殺対策協議会を置くというふうに改めるべきだと考えております。

いずれにしましても、行政、地域、学校、職場、関係機関等の一体となった自殺対策に取り組むためには、この条例は必要なものであります。

東日本大震災後、被災された方の中から、また復興に携わってこられた方の中から自殺がありました。自ら命を絶たれた方の報告も多数あります。新型コロナ災害が進行している現在、町内から自殺者、自死者を決して出さないという取組の重要性、そして何よりも、自らの命を大切にするという啓発をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（品川義則君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第22号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

賛成多数と認めます。よって、議案第22号は可決されました。

日程第4 議案第23号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第23号 基山町税条例等の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第23号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第23号は可決されました。

日程第5 議案第24号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第24号 基山町手数料条例の一部改正についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第24号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第24号は可決されました。

日程第6 議案第25号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第25号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第25号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第25号は可決されました。

日程第7 議案第26号

○議長（品川義則君）

日程第7. 議案第26号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第26号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第26号は可決されました。

日程第8 議案第27号

○議長（品川義則君）

日程第8. 議案第27号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第27号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第27号は可決されました。

日程第9 同意第3号

○議長（品川義則君）

日程第9. 同意第3号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、同意第3号は原案に同意することに決定しました。

日程第10～20 同意第4号～同意第14号

○議長（品川義則君）

日程第10. 同意第4号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第20. 同意第14号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまで11件を一括議題とし、同意第4号から同意第14号まで11件に対する一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

同意第4号から同意第14号まで11件を一括して採決します。

お諮りします。同意第4号から同意第14号まで11件を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、同意第4号から同意第14号まで11件を原案に同意することに決定しました。

日程第21 議案第28号

○議長（品川義則君）

日程第21. 議案第28号 町道の路線の認定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第28号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第28号は可決されました。

日程第22 承認第3号

○議長（品川義則君）

日程第22. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第3号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は承認です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、承認第3号は承認と決しました。

日程第23 承認第4号

○議長（品川義則君）

日程第23. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（基山町後期高齢者医療に

関する条例の一部を改正する条例) に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第4号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は承認です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、承認第4号は承認と決しました。

日程第24 議案第29号

○議長（品川義則君）

日程第24. 議案第29号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第29号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第29号は可決されました。

日程第25 議案第30号

○議長（品川義則君）

日程第25. 議案第30号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第30号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第30号は可決されました。

日程第26 議案第31号

○議長（品川義則君）

日程第26. 議案第31号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第31号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第31号は可決されました。

日程第27 意見書第1号

○議長（品川義則君）

日程第27. 意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書第1号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、意見書第1号は採択と決しました。

日程第28 所管事務等の調査について

○議長（品川義則君）

日程第28. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長及び議会運営委員長より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして令和2年第2回基山町議会定例会を閉会します。

～午前10時12分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 品川 義 則

基山町議会議員 末 次 明

基山町議会議員 栗 野 久 明